平成２４年（フ）第５１号
広島県安芸高田市吉田町吉田1544番地１　浜田アパートＤ号、前住所広島県安芸高田市向原町戸島1916番地21
債務者　玉屋　一夫
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３号
広島県安芸高田市八千代町土師511番地
債務者　岡田　清子
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第６２号
埼玉県春日部市藤塚2171番地514
債務者　小川　直樹
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
埼玉県草加市新里町203番地２　Ｐｌａｃｅ　ｄｅ　ＰｌａｇｅＶ―201号、旧住所東京都足立区千住緑町２丁目18番16号
債務者　黒澤　梨花（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
埼玉県川越市大字南田島2099番地１　アネックス加藤Ｂ―102号室
債務者　森井　昌之
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７７号
埼玉県狭山市狭山17番28号　農住メゾンありあんす102
債務者　松本　聖美（旧姓小峯）
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０号
千葉県四街道市鹿渡720番地13　アクアガーデン201
債務者　高橋　裕助
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２１号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併1768石井ハイツ01
債務者　橘川　千晴（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２号
千葉県富里市七栄653番地41
債務者　田中　　博
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９号
千葉県成田市吉岡560番地58
債務者　熱田孝皿郎
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５号
千葉県富津市富津941番地
債務者　池田　光郎
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第８号
石川県珠洲市三崎町雲津レ部138番地
債務者　新谷　和昭
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１３１号
名古屋市西区香呑町６丁目37番地　パインヒルズ201号
債務者　上原　直行
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１号
岡山県総社市駅前２丁目18番11号
債務者　山形　博充
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1838番地３　フォレストパークＢ205
債務者　福井　三厳
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
岡山県倉敷市老松町３丁目12番７―202号
債務者　髙口　長生
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
高知県香美市土佐山田町旭町２丁目３番21号テラムラハイツ105号室
債務者　髙橋眞由美
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
高知地方裁判所破産係